



れんごう ふくおか

No. 321

RENGO FUKUOKA

2017年5月16日発行
発行：日本労働組合総連合会福岡県連合会
発行人：西村芳樹 編集人：上野茂伸
〒812-0025 福岡市博多区店屋町6番5号 小松ビル
TEL.092-283-5529 FAX.092-283-5611
連合福岡のホームページ
<http://www.rengo-fukuoka.jp/>
連合福岡のメールアドレス
info@fukuoka.jtuc-rengo.jp

労働者の祭典

第88回

メーデー開催



福岡

保田議長(実行委員長)あいさつ



福岡

クラシノソコアゲ・アピールデモ行進



筑紫朝倉

森田議長あいさつ



北筑後

鹿田議長あいさつ

「長時間労働の撲滅 ディーセントワークの実現 今こそ底上げ、底支え、格差是正の実現を！」のスローガンのもと、第88回メーデーを今年は県内10か所で開催しました。

福岡会場で挨拶に立った高島会長は、メーデー発祥に触れるとともに、ディーセントワーク追求の意義を強調しました。

各会場では、熊本を中心とする九州地震から1年が経つものの、復興もまだ道半ばであることを意識した、被災地へ向けた支援のカンパや、福祉団体によるバザー、チャリティー抽選会など、各地で工夫を凝らした内容で開催されました。

また、「クラシノソコアゲ・アピールデモ行進」も行われ、労働者の祭典として相応しいメーデーとなりました。

各地区のメーデーに参加いただいた組合員・ご家族の皆さん、ありがとうございました。



高島会長あいさつ



南筑後

有明地域協議会 連合福岡南筑後地域協議会 坂田議長あいさつ



北九州

福島議長あいさつ



遠賀川

柴田議長あいさつ



京築田川

西本議長あいさつ

ついでと 告意〜問

「陸王」心に残る一冊の紹介

この本は『下町ロケット』に続く、池井戸潤さんの中小企業を舞台にした作品です。

売り上げが下降線をたどる足袋の会社社長が、先代も手がけたランニングシューズ「陸王」を売り出すために奮闘する物語です。予算のないところからの商品開発、銀行の中小企業への貸し渋り、大手メーカーの圧力(公正取引の問題)など立ちはだかる困難。

その中で奔走する社長に手を差し伸べる技術者たち。チームワーク、ものづくりへの情熱、そして仲間との熱い結びつきで難局に立ち向かっていく零細企業「こはぜ屋」。

家族・社員が団結して前に進んでいく姿は、爽快としか言いようがありません。

連合がめざす「底上げ」「底支え」には、中小企業の活性化が不可欠です。ぜひこの機会にご一読を!!

『働くひとの視点に立った働き方改革』を実現させよう！

昨年9月27日に第1回働き方改革実現会議がスタートし、前号(320号)に掲載した「時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正」をはじめとする9項目の検討課題について約半年にわたり議論が交わされてきました。

その結果、3月28日の第10回働き方改革実現会議において、19の改革項目とロードマップからなる『働き方改革実行計画』(以下「実行計画」)が決定されました。

連合は、「実行計画」のとりまとめにあたり、①非正規雇用労働者の処遇改善に向けて、グレーゾーンについては事案に応じ司法に判断を委ねられること、および集団的労使関係での話し合うことが不可欠であること、②長時間労働の是正について、実効性担保に向けた法制化の早期実現と、政労使それぞれの格段の努力が不可欠であること、③すでに

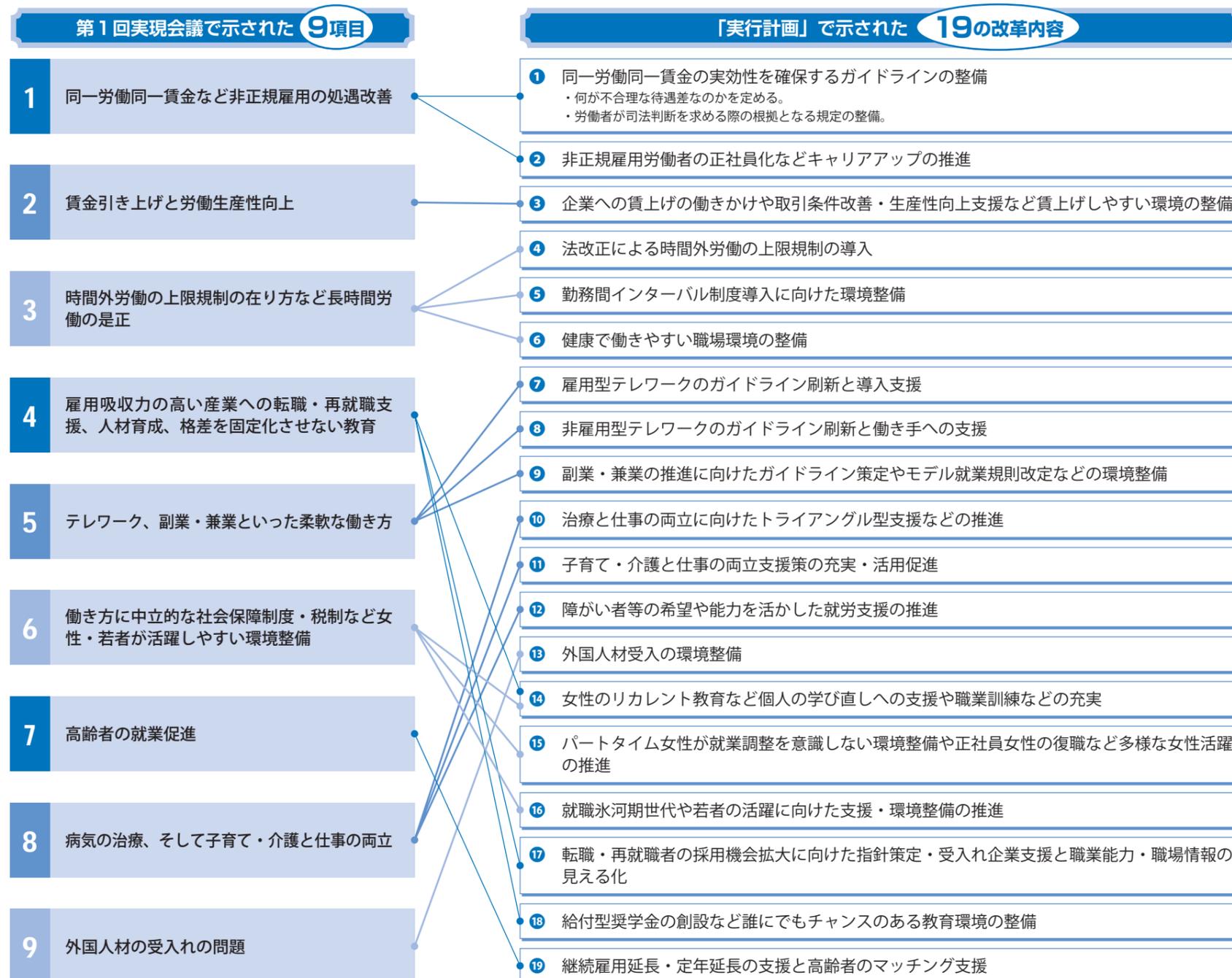
国会に提出された労働基準法改正法案については、高度プロフェッショナル制度など、長時間労働を助長しかねず、拙速な議論を避けることを主張しました。また、働き方改革の実現に向けて、連合としても着実に歩を進める旨の決意を述べたところであります。

「働き方改革」は、現場の労使の取り組みこそが鍵となります。連合福岡としても構成組織・地域協議会と連携を取り、労働組合が組織されていない職場で働く人も含めたすべての働く者の視点に立った「働き方改革」となるよう、全力で取り組みを進めていきます。

「実行計画」の概要ならびに連合としての評価は、以下のとおりです。

「働き方改革実行計画」の概要

「働き方改革実行計画」は、第1回働き方改革実現会議で示された9項目を19の政策分野に細分化された改革内容となっています。



「実行計画」に対する連合の評価

全体的な評価

非正規雇用労働者の処遇改善や長時間労働の是正など、連合が求めてきた政策について社会的コンセンサスが形成され、「実行計画」として結実したことの意義は大きいと考える。

個別項目に対する評価

- 1. 同一労働同一賃金の実現**
 - 雇用形態間の均等待遇原則の法制化は実現すべき。ただし、待遇差が明らかに不合理であるとされなければ適法ということではなく、グレーゾーンは事案に応じて裁判所で判断される枠組みを構築すべき。
- 2. 賃金引き上げ**
 - 「誰もが時給1,000円」の実現をめざす。
 - サプライチェーン全体で、付加価値が適正配分される取引関係の確立をめざすべき。
- 3. 長時間労働の是正**
 - 時間外労働規制の導入は、労基法70年の歴史の中での大改革。早期に実現すべき。
 - すべての労働者を対象に「勤務間インターバル規制」を導入すべき。
 - パワハラ防止措置義務を検討すべき。
- 4. テレワーク・副業・兼業**
 - 適切な労働時間管理が不可欠。
 - 労働者性が認められる者は、労働関係法令を適用すべき。労働者性が認められない者も契約ルール等の法的保護を保障すべき。
 - 副業、兼業の諾否は労使協議事項であり、政府が後押しすべきではない。労働時間管理等、法的未解決の課題を整理すべき。
- 5. 女性・若者が活躍しやすい環境整備**
 - 社会保障の適用拡大は評価できるが、配偶者控除や企業の配偶者手当の収入制限引き上げは、男女平等に逆行する懸念がある。
 - 教育訓練給付は、労働者の職業能力を高め、安定雇用につながるよう活用すべき。
- 6. 病気の治療と仕事の両立**
 - 産業医の地位や権限の強化を検討すべき。
- 7. 子育て・介護等と仕事の両立**
 - 保育園の整備が重要。
 - 全国的な実態把握を行い、プランの策定、財源確保を行うべき。
- 8. 障がい者の就労支援**
 - 2018年4月からの法定雇用率引き上げについては、労働政策審議会で議論すべき。
- 9. 転職・就職支援**
 - 転職支援の前提は、良質な雇用への誘導であり、労働条件引下げ等はない。
- 10. 教育環境の整備**
 - 給付型奨学金の支給対象を拡大すべき。就学前教育の無償化を行うべき。
- 11. 高齢者の就業支援**
 - 働き方等の高齢者のニーズの多様性や心身の状況等については十分な配慮が必要。
- 12. 外国人材の受入**
 - 高度人材の認定要件は、安易な引き下げなどを行うべきではない。

2017年3月31日

「日本学生支援機構法の一部を改正する法律案」の 成立に対する逢見事務局長談話

- 3月31日、参議院本会議において、国として初めてとなる給付型奨学金制度の創設を盛り込んだ「独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案」が全会一致で決、成立した。これによって導入されることとなる高等教育における給付型奨学金は、不十分ながらも、経済的な事情に左右されることなく、すべての子どもたちが学ぶ機会を保障される社会の実現に向けた第一歩として評価できる。
- 改正の主な内容は、経済的理由で修学が難しい学生に対する「学資支給金（以下、給付型奨学金）」の支給を、日本学生支援機構の新たな業務として追加するものである。これに伴い政府は、給付型奨学金の金額を月額2～4万円とするとともに、児童養護施設出身者に対して入学相当の24万円の給付を行うことを政令として発布する予定である。加えて、2017年度は特に経済的負担が重い学生の中から約2,800人に先行実施するための予算措置を行い、2018年度以降は住民税非課税世帯の学生を対象に約2万人に拡大することをめざしている。しかし、約6人に1人といわれる子どもの貧困の実態からすれば、その事業規模は不十分といわざるを得ない。
- 給付型奨学金の給付額については、月額最大4万円を加えても、学生の生活費実態では年間100万円以上の赤字となっており、早急に増額が必要である。また、対象者数については、住民税非課税世帯などの経済困窮家庭の子どもが非貧困世帯並の進学率であれば、進学者は約12.5万人となり、経済的理由で進学を諦めている学生は最大で6万人以上いることも想定できる。まずは、現段階で高等教育へ進学することが推定されている6.1万人全員に支給できるだけの規模まで拡大することが急務である。
- 連合は、経済的に困難な状況にあるすべての学生が、安心して学び、働く力を備えることで貧困の連鎖を断ち切ることができるよう、給付型奨学金の対象者の拡充はもとより、大学などの学費の引き下げ、貸与型奨学金の完全無利子化、返還困難者への救済措置の充実などの制度改善を求め、全国の街頭で訴えを行ってきた。衆参両院の附帯決議に盛り込まれた「給付対象の拡大及び給付額の増大に向けた検討」の確実な実施を求めるとともに、引き続き、構成組織・地方連合会および関係団体と一体となって、よりよい奨学金制度の実現に向けて全力で取り組みを進めていく。

SCHEDULE これからの主な日程

- 5月18日▶ 2017年度第3回中小共闘センター幹事会
 18日▶ 2017年度第3回組織拡大推進委員会
 18日▶ 連合福岡官公部門連絡会第10回役員・幹事会
 20日▶ 連合福岡青年委員会「政治セミナー」
 21日▶ 非正規労働センター「ワークルールセミナー」(行橋市)
 24日▶ 第19回四役会議
 26日▶ 第21回執行委員会
 26日▶ 役員推薦委員会第3回会議
 28日▶ 2017年度第2回地協代表者会議
 6月7日▶ 第26回連合福岡議員懇談会定期総会
 23~25日▶ 平和行動in沖縄
 26日▶ 第20回四役会議
 28日▶ 第22回執行委員会

連合福岡主催 ほんでも法律相談

※申し込み、問い合わせは、最寄りの地域協議会・労福協に電話で予約して下さい。
 10時～17時（土日祝日を除く）

エリア	5月	6月	エリア	5月	6月
福岡	9日(火) 23日(火)	13日(火) 27日(火)	遠賀川	26日(金)	30日(金)
筑紫・朝倉	2日(火)	6日(火)	北九州	17日(水)	21日(水)
北筑後	16日(火)	20日(火)	京築・田川	10日(水)	7日(水)
南筑後	9日(火)	14日(水)			

※開催済みの日程も掲載しております

2016年3月28日 午前8時より

ますます便利に
ろうきんカードで使えるATMが拡大します!
しかもご利用手数料は無料

時間を気にせずATMのご利用が可能!さらにお預入も!さまざまな場所でますます便利に!

ATM運営会社: LAWSON ATM net 24時間 365日 いつでも 0円

①くわしくは、九州ろうきん店頭でご確認ください。②一部の地域においては、コンビニエンスストア内のATMを地方銀行等の金融機関が設置している場合があります。金融機関設置のATMは「MICS」扱いとなることから、ご利用手数料をキャッシュバック(1回につき108円をご利用いただいた口座へ入金)いたします。③システムメンテナンスなどにより、一部ご利用いただけない時間帯があります。また、ATMが発達されていない地域・店舗もございます。④ご利用時間・お取引内容はキャッシュコーナーによって異なります。©記載内容は2016年2月24日現在の概要です。

ZENROSAL NEWS

マイカー共済とあわせての加入を
自賠責共済
自動車損害賠償責任共済

支えあうことの安心を、
さらに多くの皆さまへ。

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

全労済福岡県本部
(福岡県労働者共済生活協同組合)
http://www.zenrosai-fukuoka.coop/

保障のことなら
全労済
全国労働者共済生活協同組合連合会
4016J004